公安委規則

選管告示

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則......

教習指導員審査の実施....

技能検定員審査の実施

10

公安委告示

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課)

山

П

道路の供用の開始 (道路整備課)......

報

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

新たに生じた土地の確認の届出 (萩市) (市町村課)

山口県知事

井 関 成

+

目

次

平成 17年 11月18日 (金曜日)

山口県告示第六百十七号

県報の正誤 (平成十六年一月十三日山口県報).......

争議行為の通知......

土地改良事業の工事の完了 (農村整備課)七 国土調査の成果の認証 (地域政策課)...... 道路の区域の変更 (道路整備課) 家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告 (畜産課) 山口県卸売市場整備計画の公表 (生産流通課)四 (環境政策課)...... 四 六 五 と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地六、四七〇・二〇平方メートル 点を結ぶ昭和六十三年秋分の満潮位 (D. L. + I・〇 I メートル) における公有水面 ○・九三メートル)、2の地点から6の地点までを順次結んだ線及び1の地点と6の地 け指令港湾第三二六号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線 (D. L. 国道一九一号地先公有水面で、次の1の地点と2の地点を結ぶ平成六年七月二十九日付 届出があった。 から萩市の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十七年九月三十日確認した旨の 5の地点 4の地点 3の地点 2の地点 1の地点 萩港潟港岸壁北端に設置した基準点 (北緯三四度二六分一三・五九六秒東 萩市大字椿東字釜屋六一〇三の四から同大字字馬ノ鞍七〇五の三までに沿接する一般 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九条の五第一項の規定により、萩市長 平成十七年十一月十八日 経一三一度二六分一〇・二三五秒) から四度〇一分二七秒六六〇・九八メー

6の地点 2の地点から三一九度五七分二八秒三九・八九メートルの地点 3の地点から二七五度○五分五四秒二○六・四一メートルの地点 4の地点から四度○七分四八秒四・五一メートルの地点 1の地点から二一八度二○分五七秒三五・五五メートルの地点 5の地点から二四度 一分三八秒一四・五一メートルの地点

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)......

山口県告示第六百十八号

九

九

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 評価に関する事項を記載した書面は、 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基 平成十七年十一月十八日から同年十二月八日まで

同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び水洗施設をいう。

Щ

·		百しーしま				
び「〓	ニーイ」及	並びに「三		-ヌ」及び		備考「二
"	"	<i>II</i>	"	"	(《八日)	
"	"	"	"	"	(化 / 日)	"
"	"	"	"	"	五、〇〇〇	三二一イ
"	"	"	"	"	八、〇〇〇	(三三一イ
"	"	<i>II</i>	<i>II</i>	"	(Nºm 八O	ニセール
"	"	"	"	"	(Nsim / 分)	二 七 ヌ
二四時間	連続	平成一八、一	平二成一八〇	平一成一八〇	(㎡/時)	七一口
時り一 の日 使当 間用た	間使用時隔間	年予使 月 開 日定始	年予工 月 完 日定成	年予工 月 着 日定手	能力	種類
用の方	使		造		構	
				时間 間隔等	構造及び使用は設に関する事項	三特定施訊
			三〇〇番地	中大字郡二	山陽小野田	在
			工 場	式会社厚狭	日本化薬株式	名称
				及び所在地	は事業場の名称の	一 工場又:
	号		富士見一丁	郁千代田区:	所 東京都	住
			社	化薬株式会:		氏名又は名称
				及び住所	の氏名又は名称の	申請者
井関	事	山口県知				
				П	七年十一月十八日	平成十-
課におい	境部環境	田市市民環	び山陽小野	児政策課及:	る。 県環境生活部環境	縦覧に供する。の間、山口県間
	語 び	1	並びに「三三一イ」及び「三三一イ」及び「三三一年月 日 間 明明 明明 においま	***	1	#十一月十八日 1

〇· 四

 $\dot{\circ}$

三・六

三、八

八

最

最

八三・七

Ξ

年 月 日

設

は、平成十七年十一月七日から同年十二月四日までの間の各週に係る事項について同 月十日正午)

五 報告書の提出先

二に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所

その他 高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、

ること。 直ちにその旨を報告す

山口県告示第六百二十二号

安林を次のように指定する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、 保

平成十七年十一月十八日

山口県知事 = 井 関

成

保安林の所在場所

長門市渋木字正ケ谷三六一の三五

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

Ξ

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 長門市渋木字正ケ谷三六一の三五(次の図に示す部分に限る。

2

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

森林整備課及び長門市経済建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。 次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部

山口県告示第六百二十三号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十七年十一月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成十七年十一月十八日

山口県知事

=

井 関 成

道路の種類 県道

道路の区域

線 名

岩国大竹線

	二玖万	と二玖か岩 ドー珂ら国	で同ら岩並 `市 国7	をま同か岩 がで市ら国	及で同られ び 市 B	岩並同か岩 国び市ら国	ま同か岩 で市ら国	及で同ら び 市	岩同か岩 国市ら国	
	一九の一地先から、「対郡和木町大字関ケ浜字目洗川」	とず 九の一地先まで 二一九の一地先まで 3 対可郡和木町大字関ケ浜字目洗川 から 4 国市大字関戸字市二七六の一地	『大字関戸字市二七六の一地先ま』市関戸一丁目一一一の八地先か	で、「一大字小瀬字光広一三三の一地で大字小瀬字光広一三三の一地で	5 では、「一、「一、」」 である ア大字関戸字市三五九の一地先ま	岩国市関ラー丁目・一一の八也たが立びにの一一の八世先までおらい。	で大字小瀬字光広一三三の一地の 大字小瀬字光広一三三の一地の	の大字関戸字市三五九の一地先ま	国市関戸一丁目一一一の八地先か『「同町一一一の八地先まで、『日町一一一の八地先まで、『古門戸一丁目一一一の一五地先』市関戸一丁目一一一の一五地先	区
		川地一先	先 ま か	先先	ま <i>f</i>	5 先	地 先 先	ま	が先	
			亲	fi				旧		旧新別
	最狭	最最 広狭	最最 広狭	最最 広狭	最最 広狭	最最 広狭	最最 広狭	最最 広狭	最最 広狭	敷地の
	五。〇	七 六九 · · · O	三一 九六 · · · OO	ー 三四 ・・ 五〇	 六O ···	四三	ー 三四 ・・ 五〇	 六O ·· OO	 六三 ··	(ートル)の幅員
		=	00	=	00	00	=			
		0.400	三回・〇	二六九・〇	一四九・五	八〇・〇	二六九・〇	一四九・五	八〇・〇	(メートル) 延 長
5	県道北中山岩国	0	道の区域に	ブ ブ レ フ エ	道 軍 の 国 の 国 の 国 道 国 の 国 道 道 は り し は は は は は は は は は は は は は は は は は	一		道路 軍路 第四 第回 第回 第回 第回 第回 第回 第回 第回 第回 第回		備
	岩 国		⁷³ 号 / の	ſ	⁻⁷³ 号 の	*事 の		[%] 号 の		考

東 町 平成十七年二月二十一日まで平成十五年五月十六日から

阿東町地籍簿

大字生雲中の一部

認証年月日

平成十七年十一月十八日

(六一〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、 次の

工課において公衆の縦覧に供します。 から平成十八年三月二十日までの間、 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、 山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商 平成十七年十一月十八日

平成十七年十一月十八日

山口県知事 = 井 関

成

所在地 名 大規模小売店舗の名称及び所在地 称 防府市栄町一丁目三三 ルルサス防府

名 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

地再開発組合
防府駅てんじんぐち市街 防府市天神一丁目八番二七号 所

代表者の氏名

藤本 晃二

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏

株式会社杉本利兵衛本店 氏 名 又 は 名 称 防府市三田尻一丁目一三番一六号 住 所 杉本 代表者の氏名 一彦

防府市岩畠二丁目二一番一号 防府市天神一丁目一番一二号

株式会八百ふじ 株式会社二葉屋 防府市中央町五番 防府市栄町一丁目五番一四号 二四号

藤本 有吉

史晴

玉重

克裕

大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年七月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一五八平方メートル

	月18	_	金曜日	3	八	ı	Щ			<u> </u>		ļ	果		‡	设		(定七	期〕)		9	色	170	6 E	3	
働部商政課並びに下関市観光産業部商工振興課及び下関市役所豊浦総合支所において公善当該意見は、平成十七年十一月十八日から同年十二月十九日までの間、山口県商工労から意見を聴きました。	十七年七月八日山口県公告(三七五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市十七年七月八日山口県公告(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成	(六一一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取		平成十七年十月二十六日	届	午前七時から午後八時まで	── 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	三箇所	三 駐車場の自動車の出入口の数	午前六時三十分から翌日の午前零時三十分まで	二 来客が駐車場を利用することができる時間帯	株式会社八百ふじ	株式会社二葉屋	前田 好一	株式会社タマシゲ楽器	株式会社杉本利兵衛本店	氏名又は名称	○ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	三四立方メートル	四廃棄物等の保管施設の容量	五九平方メートル	三 荷さばき施設の面積	一二〇台	□ 駐輪場の収容台数	一七二台	(駐車場の収容台数	ハ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
《び下関市役所豊浦総合支所において公十二月十九日までの間、 山口県商工労	(模小売店舗について次のとおり下関市号)第八条第一項の規定により、平成	規定による意見の聴取					ができる時間帯			/まで	[帯	11	午前七時 "	"	"	午前一〇時 午後八時	開店時刻 閉店時刻	開店時刻及び閉店時刻	·項									
県営束荷地区担い手育成基盤整備事業(第四換地区)一 事業の名称	平成十四年十二月五日二二工事完了の時期	県営束荷地区担い手育成基盤整備事業(第三換地区)	ー 事業の名称		平成十六年三月二十三日	二 工事完了の時期	県営束荷地区担い手育成基盤整備事業(第二換地区)	- 事業の名称			平成十五年七月二十九日	二 工事完了の時期	県営束荷地区担い手育成基盤整備事業 (第一換地区)	- 事業の名称	山口県知事	平成十七年十一月十八日		次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。	(六二二) 土地改良事業の工事の完了			持に配慮を求める事項はなハ。	慨 要	生 地	名 称 ホームプラザナフコ川棚店	一 大規模小売店舗の名称及び所在地	山口県知事	平成十七年十一月十八日

二井関成

二井関

成

平成六年三月三十一日

県営呼坂地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

(六一三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、開発行為に

山口県知事

井 関 成

開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳井市柳井津三三二番地の四

開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名

株式会社きららプロパティ

開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

八

七

五

1706 号

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

(六一四) 契約の締結

平成十七年十一月十八日

山口県知事

= 井 関 成

出納局物品管理課 山口市滝町一番一号 事務を担当する課の名称及び所在地

落札に係る特定役務の名称及び数量 物品管理システム開発業務

契約の相手方を決定した手続

般競争入札

落札者を決定した日

四

平成十七年十月十八日

落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富士通株式会社 川崎市中原区上小田中四丁目一番一号

落札金額

四千七百十四万五千円

六

入札公告日

平成十七年九月六日

その他 契約担当者

関成

山口県知事 二井

Щ

調達方法

落札方式 購入等

(=)

最低価格



山口県選挙管理委員会告示第百五十四号

収入及び支出の報告書について、候補者河村建夫の出納責任者から訂正の報告があった 平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する

> とおり訂正する。 要旨に関する告示 (平成十七年山口県選挙管理委員会告示第百四十九号) の一部を次の ので、衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の

平成十七年十一月十八日

山口県選挙管理委員会委員長

褔

田

隆

司

報告の要旨の候補者河村建夫第一回報告分に係る部分

訂正前

主たる寄附 덛

田田 位包

(職業)

(寄附額)

自由民主党山口県第三選挙区支部 自由民主党

11,000,000 2,000,000

訂正後

自由民主党山口県第三選挙区支部

13,000,000

布する。 機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公

平成十七年十一月十八日

Щ 県 公 安 委 員 会

山口県公安委員会規則第十六号

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則

規則第一号)の一部を次のように改正する。 機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則(昭和五十八年山口県公安委員会

第一条及び第二条中「第十一条の七」を「第四十三条」に改める。

則

この規則は、 平成十七年十一月二十一日から施行する。

五

山口県公安委員会告示第七十二号

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

平成十七年十一月十八日

Щ 県 公 安 委 員

会

審査の種類

技能検定員審査 (大自二)

二 審査の日時及び場所

日時 平成十七年十二月十九日 (月曜日) 午前九時から午後五時十五分まで

場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

を除く。) の午前八時三十分から午後五時十五分まで 平成十七年十二月二日 (金曜日) から同月九日 (金曜日) まで (日曜日及び土曜日

兀 審査申請書の提出先

提出書類 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 会規則第三号。 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、 以下「規則」という。)別記様式第一号によること。

技能検定員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

六 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

審查手数料

証紙には、消印をしないこと。 減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入 除される者であるときは、それぞれ一万四千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を 一万四千七百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

,	7 H D	備	六	五	四	≡	=	_	
	るものとする。 げる審査細目につい 目についての審査の	考	自動車の運転技能	技能検定の実施に関する知識	自動車教習所に関	教則の内容となっている事項	自動車の運転技能	技能検定員として	審
	ての審査のいずれいずれをも免除さ		自動車の運転技能の評価方法に関する知識	関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	ている事項	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	查
	るものとする。げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ず目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千百五十円を、三及び四に掲目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千百五十円を、三及び四に掲げる審査細特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細		る知識		の知識		採点の技能	転 技 能	細
	あるときはする者が一								
	更一大及び一								減
	三百五二三五二に掲げ						<u>=</u>		ਭਾ
	アカンドアカンドアカンドアカンドアカンドの大学を表現しています。		二千五十円	<u>-</u>	二千二百円	二千二百円	一千四百五十円	千四百五十円	る
	ず掲細		并 円	千百円	_ 百 円	百円	并 円	并 円	額

その他

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

- 二九〇〇) にすること。

審査の種類

技能検定員審査(大型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

審査の日時及び場所

日時 平成十七年十二月二十日(火曜日)午前九時から午後五時十五分まで

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで 平成十七年十二月二日 (金曜日) から同月九日 (金曜日) まで (日曜日及び土曜日

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

Б

- 技能検定員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。)
- は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるとき
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

六 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七

Iţ れる者であるときは、それぞれ二万二千五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた 額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙に 審査手数料 二万二千五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ 消印をしないこと。

			考	備
二千八百五十円	する法令につい	動車運転代行業に関	ての知識 ・ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい	て
三千三百円		法に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	Ξ,
八千二百五十円		観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	=
四千七百五十円		動車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	_
減ずる	目	細	審	

者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に 一千百五十円を減ずるものとする。

大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする

八 その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- この審査についての問合せは、 二九〇〇) にすること 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

山口県公安委員会告示第七十三号

運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり 実施する。 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の

平成十七年十一月十八日

Щ 県 公 安 委 員

会

審査の種類

教習指導員審査 (大自二)

審査の日時及び場所

- 日時 平成十七年十二月二十一日(水曜日)午前九時から午後五時十五分まで

場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで 平成十七年十二月二日 (金曜日) から同月九日 (金曜日) まで (日曜日及び土曜日

審査申請書の提出先

兀

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- 会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮 上三分身像及び無背景のものとする。

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ九千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた 九千八百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ 消印をしないこと。

平成17年11月18日 金曜日	Щ П	県 報	(定期)	第 1706 号
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課四 審査申請書の提出先 田時 平成十七年十二月二十二日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで	―二九〇〇)にすること。	大 教習指導員として必要な教育についての知識 千二百六 教習指導員として必要な教育についての知識 ・	五 自動車教習所に関する法令についての知識四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識三 学科教習に必要な教習の技能	
まで(日曜日及び土曜日まで(日曜日及び土曜日	課 と (電	U		減
日野時日	話〇八	十、二円四にを及掲		j *
I及 -五 び 分	$\stackrel{\frown}{=}$	円を減ずるもの四及び五に掲げる審査細・十二百	千二百五十三百四十三百四十三百四十三百四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四	千 千 円 千 四 百 五 十 額 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
エ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	九 七 三	る も も が が 用 円 円	千 十 三 三 五 百 円 円	五 五 五 - 十 十 額 円 円

五 提出書類

- 教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。)
- は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるとき
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

証紙には、消印をしないこと。 除される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を 減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入 一万二千五百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

	備	_=	=	_	
大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする	考	ての知識が旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい	技能教習に必要な教習の技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	審查
単第二種免許に係る教習指道		代行業に関する法令につい		斯技能 	細目
受員審査					減
を受け·		_ 			ず
ようとも		二千八百五十円	二千五	四千九	る
9 る		一 十 円	二千五十円	四千九百円	額

者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に

二千円を減ずるものとする。

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

その他

- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三)

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

正

誤

平成十六年一月十三日山口県報

(定期)

第 1706 号

争議行為の通知

口県厚生農業協同組合連合会労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があり 労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号) 第三十七条第一項の規定により、山

平成十七年十一月十八日

事件

労働条件の改善の要求に関する件

日時 平成十七年十一月二十一日以降本問題の解決に至るまでの期間

場 所

Ξ

合連合会労働組合に所属する組合員が従事する全職場 周東総合病院、小郡第一総合病院又は長門総合病院において山口県厚生農業協同組

兀

あらゆる形の争議行為を実施する。

ページ Ξ 下 段 行 (==)誤 (| |||@||) 正

山口県知事

=井 関 成 平成十七年十一月十八日発行平成十七年十一月十八日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)